

# 令和5年度 経済産業省の政策体系の施策に係る評価書

政策テーマ：5. 産業保安・安全の確保 (政策体系：産業保安・安全の確保 (1 / 1))	
産業保安・安全グループ	
政策評価実施時期	令和6年8月
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	第33回産業構造審議会総会 (令和6年8月1日)

## 政策テーマ：5. 産業保安・安全の確保

(政策評価軸：産業保安・安全の確保 (1 / 1))

技術総括・保安審議官 湯本 啓市

### 目標 (ミッションステートメント)

重大事故の発生や自然災害等による被害拡大を防止し、迅速に復旧・対応できる体制を構築することにより、重要な社会インフラの維持・形成、安全な製品の流通確保、効率的かつ効果的な化学物質管理を通じて、我が国の健全な産業の発展及び国民の安全安心な暮らしを実現する。

### 主要な目標

- 目標1：電力、都市ガス、LPガス、コンビナート、水素・CCS等の適切な産業保安体制を維持・構築するとともに、その高度化・スマート化を実現。
- 目標2：第14次鉱業労働災害防止計画に基づき、令和5～9年度における毎年の死亡災害ゼロ、計画期間内の平均度数率0.70以下、計画期間内の平均重傷災害の度数率0.50以下を目指す。
- 目標3：社会環境の変化に対応した制度の整備等を図り、重大製品事故の発生を未然に防止。
- 目標4：経済の発展と安全・安心を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策を実施。

### 目標に対する評価と今後の対応

#### 【重要な社会インフラの維持・確保】 (目標1・2)

- レジリエンス社会の実現に向け、産業保安体制の維持・構築が急務であり、人材高齢化・プラント老朽化の中でスマート保安の推進をはじめとする自主保安の高度化が重要。このため、安全確保を前提に保安力に応じた手続・検査とすべく、2022年通常国会で高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法を改正し、「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」について、「認定高度保安実施事業者制度」を創設し、2023年12月に施行。当該制度の適切に実施するとともに、スマート保安導入計画の策定・技術実証を支援。鉱山災害防止の取組にもデジタル技術等を活用。
- さらに、2024年通常国会で水素法・CCS法を制定。今後、高圧ガス保安法の特例措置に関する政省令等の整備や技術基準省令の改正、二酸化炭素の貯留事業及び導管輸送事業に係る技術基準の策定など、新たな産業基盤における産業保安の確保に向けた体制の整備を実施。

#### 【安全な製品の流通確保】 (目標3)

- 海外から直接製品を販売する事業者を製品の安全性の確保に法的責任を有する者として明確化するとともに、新たに子供用特定製品という類型を設け、国が定める技術基準や使用年齢基準への適合を求めべく、2024年通常国会において製品安全4法を改正。今後、政省令の整備を行うとともに、説明会等を通じた事業者への周知や、在外機関等を通じた情報提供、更にメディアを活用した広報など、制度内容についての周知活動を積極的に実施。

#### 【効率的かつ効果的な化学物質管理】 (目標4)

- 経済の発展と安全・安心の確保を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策として、一般化学物質等のスクリーニング評価・リスク評価、及び新規化学物質の事前審査制度における試験方法の効率化等に引き続き取り組む。

# 主要な目標及びその他目標の足元の動向

目標1：電力、都市ガス、LPガス、コンビナート、水素・CCS等の適切な産業保安体制を維持・構築するとともに、その高度化・スマート化を実現

	高度保安	災害時連携計画策定
電力	認定作業中	10者※
都市ガス	認定作業中	193者※※
LPガス	ゴールド保安認定事業者 338者***	—
コンビナート等	スーパー認定事業所 20事業所****	—

- \*電気事業法に基づく災害時連携計画。対象となる全ての一般送配電事業者が作成し、令和6年3月に経済産業省に届出。
- \*\*ガス事業法に基づく災害時連携計画。対象となる全ての一般ガス導管事業者が作成し、令和4年9月に経済産業省に届出。
- \*\*\*液石法に基づく第一号認定LPガス販売事業者。令和4年12月時点。令和3年12月から43者増加。
- \*\*\*\*高圧ガス保安法等に基づく特定認定事所数。令和6年6月1日時点。

目標2：第14次鉱業労働災害防止計画に基づき、令和5～9年度における毎年の死亡災害ゼロ、計画期間内の平均度数率0.70以下、計画期間内の平均重傷災害の度数率0.50以下を目指す

## 第14次鉱業労働災害防止計画 (令和5～9年度の目標)

- 指標1：毎年の死亡災害は零（0）
- 指標2：計画期間の5年間の平均度数率0.70以下
- 指標3：計画期間の5年間の平均重傷災害の度数率0.50以下

## 2023年の状況

死亡災害：2人  
度数率：1.27  
重傷災害：0.91

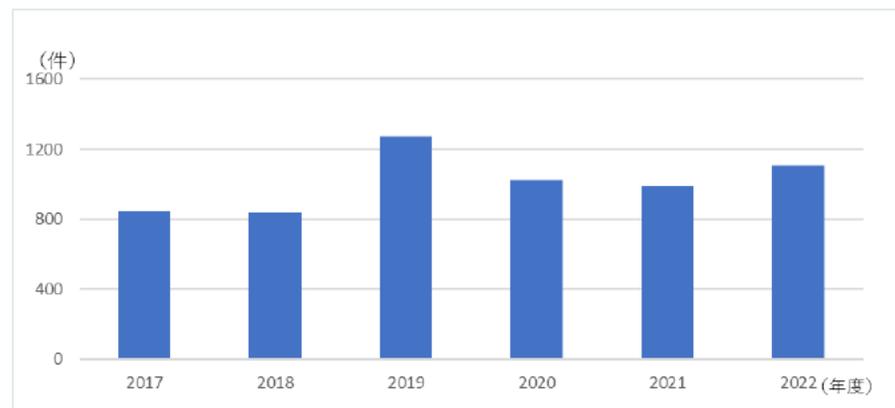
資料：第十四次鉱業労働災害防止計画（令和5年経済産業省告示第34号）

### 【注】

- ・度数率：稼働延百万時間当たり罹災者数（人/百万時間）
- ・重傷災害：死亡災害を除く休業日数が2週間以上の災害

目標3：社会・技術のトレンドに合わせて技術基準等を改訂し、重大製品事故の発生を未然に防止

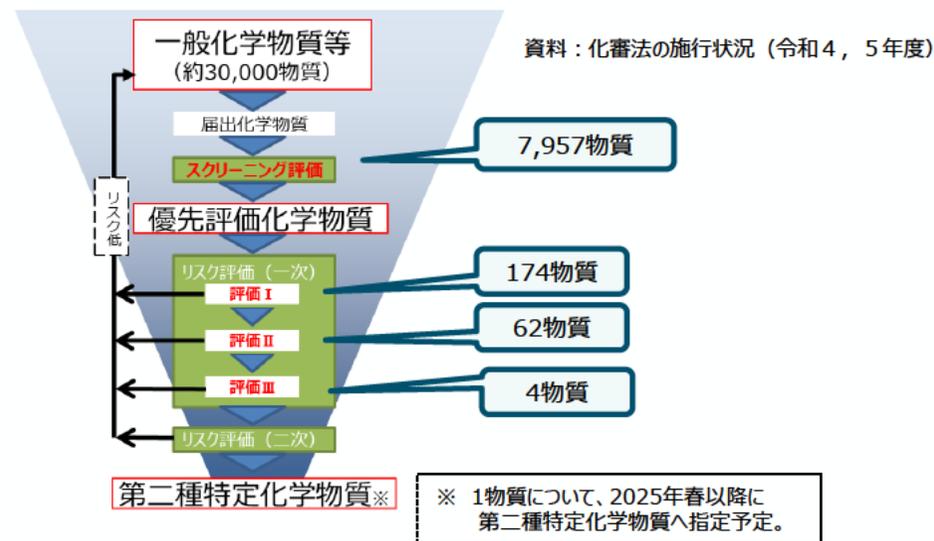
## 重大製品事故の受付件数



資料：消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報

目標4：経済の発展と安全・安心を両立するための効率的かつ効果的な化学物質管理に係る施策を実施

## 令和5年度に化審法のスクリーニング評価・リスク評価等を実施した化学物質数



<b>主な関連施策</b>	<b>推進体制（主担当課室）</b>
<p><b>【産業保安・製品安全・化学物質管理の制度整備・法執行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法執行（許認可等審査、届出受理、立入検査、報告徴収、事故情報収集、化学物質のリスク評価等）</li> <li>最新動向を踏まえた規制対象・技術基準等の不断の見直し</li> <li>新たな規制課題への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 水素・CCS法の制定及び消費生活用製品安全法等の改正を踏まえた制度の整備等</li> <li>✓ 保安ネットの整備、インターネット通販対策等、DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応 等</li> </ul> </li> </ul>	<p>産業保安企画室、高圧ガス保安室、ガス安全室、電力安全課、鉱山・火薬類監理官付、製品安全課、化学物質管理課</p>
<p><b>【スマート保安の推進・安全文化の醸成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算措置を通じた事業者の取組の推進</li> <li>高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法における認定高度保安実施事業者制度の整備・執行</li> <li>優れた製品安全対策・適切な化学物質管理の普及に向けた情報発信 等</li> </ul>	<p>産業保安企画室、高圧ガス保安室、ガス安全室、電力安全課、鉱山・火薬類監理官付、製品安全課、化学物質管理課</p>
<p><b>【保安・安全人材の確保等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国家資格の運用（資格試験の実施、免状交付事務等）</li> <li>専門技術に係る講習の実施</li> <li>試験・講習のオンライン化</li> <li>NITE等の関係機関との連携 等</li> </ul>	<p>産業保安企画室、高圧ガス保安室、ガス安全室、電力安全課、鉱山・火薬類監理官付、製品安全課、化学物質管理課</p>
<p><b>関連する予算、税制等の全体像</b></p>	
<p>【令和5年度補正予算】 11億円  【令和6年度当初予算】 約63億円</p>	